

三監告示第 4 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定により本書のとおり公表します。

令和 6 年 6 月 28 日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 枇 澤 綾 子

記

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 | 監査の期間 | 同 上 |
| 3 | 監査の方法 | 同 上 |
| 4 | 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 令和4年度及び令和5年度における建設部建設課、建築課及び上下水道課所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況（所管の出先機関を含む）

令和5年度における消防本部及び消防署所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況（所管の出先機関を含む）

- 2 監査の期間 令和6年4月25日から同年6月28日まで

- 3 監査実施委員 長 橋 昇
椛 澤 綾 子

- 4 監査の方法

定期監査は、令和4年度及び令和5年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

- 5 監査の結果

事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりである。

- （1）財務会計処理事務において、旅費の支給漏れ等の事例があった。
- （2）文書事務において、決裁区分の誤り及び決裁日の記入漏れ等の事例があった。